

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長		副議長		事務局長		副主幹		主査		担当		担当		文書取扱主任

第4回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成19年11月20日(火曜日)	開会：10時00分	閉会：12時24分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、	事務局	飯沼事務局長
	委員外議員～窪之内、清水、関藤、大谷、三上、山腰、		田湯副主幹
井上、水口	寿崎主任主事		
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について、所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 生活保護費の不正請求に係る被害届の提出について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会について		
	11月27日(火) 13時30分から		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 印			

平成19年11月20日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成19年11月19日付け滝議第122号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課主査	越 前 充

(総務部総務課総務グループ)

第4回 厚生常任委員会

H19.11.20(火)10:00～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）生活保護費の不正請求に係る被害届の提出について （資料）福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

第5回 ～ 11月27日(火) 13:30

○閉 会

第4回 厚生常任委員会

H19. 11. 20(火) 13:30～

第一委員会室

開会 10:00

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。

委員外議員～窪之内、清水、関藤、大谷、三上、山腰、井上、水口。

報道関係者の傍聴を許可。

委員長

緊急な招集をしたことについて皆さんにおわびしたいと思う。昨日新聞やテレビ等の報道があったので、正副委員長で検討し、本日の委員会開催を決定した。私ども議員は市民の負託を受け市民の代表として仕事を行っている。一刻も早く事実関係を解明することを趣旨として開催したので、審議をよろしくお願ひしたい。

1 所管からの報告事項について

(1) 生活保護費の不正請求に係る被害届の提出について

居林部長

(別紙資料に基づき説明する。)

越前主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

滝川市福祉事務所は被害者の立場との説明だったが、担当所管として今回の件について責任を感じているのか確認したい。

居林部長

生活保護制度は生活に困窮するすべての国民について必要な保護を行い最低限度の生活を保障するもので、私どもはこの生活保護制度を執行するに当たり、生活保護法に基づき適正、厳正にその執行がされなければならないと認識している。生活保護上通院のための移送費支給が認められており、当福祉事務所としても医師の診断に基づき必要な保護を行ってきたところだが、今回このように申請と事実が異なっていたことについては、私どももだまされており、保護の実施機関として誠に遺憾だと思っている。私どもに責任、非がなかったかという質疑だが、私どもとしては適正な事務処理は行っていた。反省点としてはその段階でもっと訪問回数をふやしたり、近所のお話を伺うなどしておけばよかったと後悔している。落ち度と判断されるかもしれないが、最近生活保護の件数が非常にふえており、ケースワーカーは1人80件を超える数を担当している。おのずと訪問回数にも限界があるという実態を含んでいただきたい。

酒 井

10月末から当該人物がストレッチャータクシーを利用してきたが、そのタクシーの利用実績について説明願いたい。10月末から月何回利用したのか。当初からタクシー代は25万円だったのか。金額についても月ごとに説明していただきたい。

居林部長

今回被害額として警察に示したのは、本年10月26日から11月1日までの期間で、実際の申請と違う部分の150万円である。ただ片倉ひとみについては10月末からかなりの頻度で札幌に通院をしており、1回20万円から25万円へ若干金額が上がった経緯はあるが、その範囲の中で通院回数がふえていったのが実態である。

酒 井

多い月で何回利用したのか。1日最高何円のタクシー代がかかっていたのか。

居林部長

手元の資料では、1カ月多い月で26回行っている。1日当たりの最高は25万円である。

酒 井 昨年度と今年度に利用した総額はどれだけか。頻繁に利用していたと言うが、その部分における利用実績がどれだけあったのか示していただきたい。

居林部長 18年度の移送費の総額は2,200万円で、今年度は5,000万円程度である。

酒 井 20日の読売新聞では深夜料金などの特別料金を上乗せすることで料金をつり上げたと載っていたが、金額としては25万円で間違いないか。

居林部長 間違いない。

酒 井 滝川から札幌までタクシーを利用する25万円という金額は、保護担当、滝川福祉事務所として適正な金額だと考えていたのか。

居林部長 先ほど申し上げたとおり医師の診断によりストレッチャータクシーでの移送が認められていた。会社が札幌のため、札幌から滝川に迎えに来て滝川から札幌へ行く。また札幌から滝川に来て札幌に戻るというのがそのタクシー会社の車両としての運行なので、いわゆる2往復になる。ストレッチャータクシーについて私どもとしては適正な価格として支出をしていた。

酒 井 日本共産党として滝川市内のタクシー会社にストレッチャータクシーを利用した場合にどれくらいかかるのか調査をした。約5万円という数字が出た。場合によって相当な回数を利用するのであれば値段に対して相談する。4万円や3万円もあり得ると。先ほどは25万円のストレッチャータクシーであれば問題がない、適正だという説明だったと思うが、滝川市内のタクシー会社でストレッチャータクシーを持っているところがあるかどうか、そうした調査はしたのか。

居林部長 滝川のタクシー会社については運行のみの金額だと思う。運転手のほかに介助員がいなければストレッチャーを上げることができない。今回のタクシーについては介助員が含まれたものであり、札幌への通院の場合、結構時間がかかるので貸切料金となっている。

酒 井 適正だという考え方は変わらないと理解したが、そもそもこれだけ大きい金額がかかり、1回当たり25万円で月に何度も利用されるのであれば当然入札するのが当たり前だと思う。そういった考えは全くなかったのか。業者の言い値でやることについて疑問を持たなかったのか、その点について説明願う。

越前主査 生活保護法上の話になってしまうが、道に確認をさせていただいた。業者の選定自体は本人の申請によるものだが、生活保護担当としてはその金額が妥当かどうかの検証を行わなければならないという話だった。

酒 井 片倉ひとみ氏はどのような病気だったのか確認したい。

委員長 それは個人情報になるのではないか。

酒 井 ストレッチャーが必要だったのか、それでなければならないのかについて伺っている。当然必要だと答えられなければならないと思う。

(「言える範囲で言えばいい」との声あり)

委員長 病名でなくてもよい。ストレッチャーでなければ絶対無理なのか。

酒 井 病院の診断書でそうなっていると理解するしかないと思う。

越前主査 では質疑を変えたいと思う。滝川や砂川にも病院があるが、その病気は札幌市内の病院でなければ治せないような病気だったのか確認する。

酒 井 当初滝川市内の病院に通院し診断をしてもらったが、よくなるという理由で札幌の病院に変えた。そこで病名などがはっきりした。近隣市町村の病院で診ていただくのが通常だが、医師の判断としてこちらの病院で診るのが適当という判断が出た場合については、市外病院に行っていたことによる。

酒 井 札幌でなければならないといった説明だと思うが、どうしても解せない。もしかしたら札幌に行かなければならないような特定の病気というものもあるかもし

れないが、札幌へ通院しなければならない、自家用車を持っていない、ストレッチャーを使わなければならない、1回当たり 25 万円もかかるような状況であれば当然入院できるかどうかを考える。真っ先に考えることだと思うが、そういったことは聞いたのか。

越前主査 当然医師のところに出向き話も聞いた。これだけ通院するのであれば本人の健康状態等にも問題があるのではないか、滝川市から通うのが無理であれば先生の判断として近郊に住んだらよいという判断は出ないのか、入院させるべきという判断は出ないのか、こんなに通院する必要があるのか、こちらとしては医師へかなり説明を求めている。

酒 井 病院名はともかくとして当該人物はどれだけの医療機関にかかっていたのか。
越前主査 病院は3カ所である。

酒 井 当然3名以上の医師がかかわっていたと思われる。医師それぞれに伺っていると思うが、3名の各医師がストレッチャータクシーで通院しなければならない、入院ではなく通院しなければならないという意見を付していたのか。

越前主査 通院について病院の医師は必要だと。ただストレッチャータクシーについては病名をはっきり言えないので非常に申し上げにくく、あくまでも例えばの話だが、外科的に問題があり、1カ所の病院の医師が通常の交通機関で通院できないと判断した場合、当然ほかの病院に行く場合もそのタクシーでしか通院できない判断になると思う。

酒 井 通院が必要という意見は、あくまでもその医師は札幌近隣に住んでいる上で通院が必要と判断した意見書であって、滝川市に住所のある方が札幌への通院を必要とする意見書ではないと思うが、その辺はどうか。

越前主査 当然カルテには住所が書いてあると思うし、こちらが病院に行き話をするときもこの方の健康状態を考えて滝川市内からの通院はどうなのかという質問をしている。

酒 井 その際に滝川からの通院は問題ない、ストレッチャーでなければならないとのことだったのか。

越前主査 病状により1カ所はストレッチャーでなければならないと判断が出ており、もう2カ所の病院はその病気についてストレッチャーは必要ないと判断している。ただ先ほども申し上げたとおり1つの病院で移動に対しストレッチャーが必要と判断されたので、ほかの病院に通院するにも当然必要だと思われる。

酒 井 25 万円でしかも札幌の医師からストレッチャータクシーでなければならないと付されたものに対し、嘱託医はどのように言われているのか。

越前主査 嘱託医にはタクシー料金の話はしていない。タクシー通院が必要かどうかは主治医の判断で、当然その意見書や病状把握をしたものを見せて確認していただいている。主治医の判断が妥当だという話をいただいた。

酒 井 どう見ても責任のなすり合いにしか思えない。まず1カ所の主治医はストレッチャータクシーが必要との判断。その次の段階の嘱託医も主治医がそう言っているのだからそれは必要なんだろうと。そうなるチェック機関として働くのはやはり福祉事務所だと思う。ケースワーカーが見た時点でこれはおかしいと思うのが普通だと思う。全くおかしいとは思わなかったのか。

越前主査 当然病気についてケースワーカーは素人である。その病気について医者判断を疑っているわけではないが、こちら疑問に思うところがあったので通院の回数などを医者に確認した。

酒 井 対応について伺う。こうした問題について10月末から利用されており、道には

1月の監査で云々と経過について説明があったが、問題があると考えたのはいつごろだったのか。

居林部長

先ほどの繰り返しになるが、こういったケースはきちんとした生活状況の把握が必要ととらまえていた。今年の夏くらいに生活が派手、本人がいないということが耳に入ってきたので警察に相談をした。

酒 井

今回逮捕されたのは片倉ひとみ氏とタクシー会社だが、この世帯はタクシーをかなり利用していると聞いている。11月20日の読売新聞では介護タクシー2億詐取という大変ショッキングな見出しで載っているが、今の説明では滝川市が詐取された金額について150万円との説明である。この金額は10月26日から11月1日までの期間に限定されていると思うが、説明だと全体で18年度2,200万円、19年度5,000万円とかなりの金額である。世帯の中で同様にストレッチャータクシーを使う方がいると聞いているが、知っているか。

居林部長

知っている。

酒 井

では詐取とは別に、この世帯にタクシー代として支給した金額は総額でいくらか。

委員 長

いつからいつまでか。

酒 井

18年度の10月末から。

居林部長

今回は片倉ひとみ及びタクシー会社の役員、社員についての事件である。私どもは夫についても警察に相談をしているが、立件されているわけではないので、世帯等の話については申し上げられない。

酒 井

夫について告発する権利は福祉事務所にあると思う。世帯主を告発する考えはないのか。

居林部長

私どもはこれからの捜査に全面的に協力していくので、そういったことも含めて解明されると思う。

酒 井

世帯の保護は継続されているのか。夫は現在もタクシーを利用しているのか。

居林部長

今回逮捕に至ったのは片倉ひとみなので、片倉ひとみについては生活保護を停止するが、世帯としては継続の段階である。

酒 井

夫は現在も25万円のタクシーを利用していると判断できるわけだが、なぜ状況がわかった8月ころに対応をしなかったのか疑問に思う。生活が派手になったとの話があったそうだが、金額的なことから言えばもっと前からわかってもしかるべきだと思う。その点について福祉事務所として全く瑕疵がなかったと考えているのか。

居林部長

本人がいないと耳に入ってきたが、私どもも調査をするのに限界があるので、夏に警察に相談を申し上げ、警察も精力的に調査をしていただいた。その上で立件ができることになり、今回の逮捕に至った。私どもに瑕疵がなかったかということだが、先ほど申し上げたようにもっと頻繁に訪問をすればよかった、周りの意見を聞けばよかったと思っている。それが瑕疵と判断されるかどうか。私どもとしては反省点である。

酒 井

反省点という言葉で果たして済まされるのか。まずこの問題について夏に知り、最初の対応段階はどうだったのか。ケースワーカーが一人に対応されたのか。担当だけでなく主査、課長、福祉事務所長、副市長、市長などそれぞれに相談したと思うが、そうした対応についてどのような流れで、どういった方が、どの時点で知ったのか伺う。

越前主査

夏に知ったという部分がよくわからないが、当然タクシーを使っていることはタクシーを使用したときから知っているし、その中で生活保護法上は問題ない

と思いながらも常識的な考え方から訪問、病院への調査などもかなり重点的にやっていた。その中で先ほど部長が申し上げたとおり、生活保護サイドとして限界を感じたため、今年の夏ごろに警察へ相談をした。今の質疑では担当として夏まで野放しだったような言い方をされたと思うが、そうではなくてそれまでも通常の保護世帯に対するものよりも濃厚な調査を行っていた。

酒 井 警察に相談する夏以前にこの問題について把握していたとのことだが、それを知ったのはいつだったのか。最初に対応を行ったのはいつだったのか。どういった対応を行ったのか。

越前主査 当初保護担当としてはタクシー会社を使い出した段階では詐欺事件だとは思っていない。通常よりも頻度が高く、この方の状況で札幌市への通院はどうなのかという観点から始まっている。詐欺だと思って濃厚な調査をしていたわけではない。

酒 井 詐欺事件だとは思っていない保護担当者が濃厚な調査をしてきたというが、その時点で保護担当者だけが対応したのか。

越前主査 ケースワーカーだけでなく私を含めた査察指導員とたびたびケース会議を設けるが、その中で所長以下とはこういったケースがあるなどと話をしている。現在やっていることは生活保護法上問題ないと思うが、常識的な範囲も含めて転居の助言をできないか、医師の判断にもよるが、通院方法や回数、病院を変えることはできないか、何か方策をとれないかと、通常よりも回数の多い病状把握や訪問を行ってきた。

酒 井 訪問回数だが、月1回の方、それ以上の方、それぞれ決められていると思う。そうした訪問をどの程度行ってきたのか説明願う。

越前主査 ケース格付があり、5段階に分かれている。A格付、B格付、C格付、D格付、E格付とある。E格付は長期入院者や長期施設入所者で1年に1回その病院や施設に伺う。あとは半年に1回、三、四カ月に1回、月に1回。A格付は月1回以上の訪問となっている。片倉ひとみに対しては月1回以上の訪問を行わなければならない。法的には月1回以上なので最低1回行けばいいが、月に3回、4回と訪問をした。ただこの方は結構病院に行っている方なので、実際に行っても留守が多い。在宅の方がいるのでひとみさんはどこへ行ったのかと確認をとるが、病院に行っているという話をいただいている。

酒 井 タクシーの利用についてケースワーカーから福祉事務所長までそれぞれの段階で相談をしていたということなので、副市長や市長、理事、監査委員は当然知っていると思うが、いつ知ったのか。同様に1日25万円で札幌のタクシー業者を使っていることをいつ知ったのか説明願う。

居林部長 先ほども申し上げたとおり生活保護の事務については福祉事務所長への委任事項であるが、この件については疑問に思い警察にも相談をしてきた。副市長、市長にこういったケースがあるとこれまでも報告はしている。また監査委員については通常の事務監査の中で、こういったケースはいかがなものかと話があり、監査事務局でも独自に調査をし、監査委員からはきちんといろいろな対応ができるようにと指導をいただいたところである。

酒 井 ここで問題なのはいつ知ったのかということ。所長の委任事項である、副市長、市長に報告をしてあるとのことだが、いつ知っていつ報告したのかをはっきりしてもらいたい。

居林部長 いつ知るといえるのは何を知らぬという意味か。

酒 井 いつ報告されたのか。

委員 長 詐欺かもしれないので警察に届けるという報告のことか。それとも高額な交通費についてか。

酒 井 居林部長 両方。副市長には今年の春ころにこのようなケースがあると報告したと思う。また市長には夏くらいに報告をしてある。

酒 井 なぜこの報告についてこれほど問題視するかというと、予算や決算については市長にも責任がある。先ほど委任事項で所長にすべてのものがあるとのことだったが、実際はそうではない。予算や決算はあくまでも市長部局が握っている。当然これは知っていなければならない問題であり、同様に会計をチェックしていくのは会計責任者や監査の責任だと思う。その点から言って私としては当初から問題にしていればこれほど大きな問題になる前に解決できたことだと思う。それが8月になって警察に相談しなければならなくなり、ずるずると来たのが実態ではないか。その報告の際に副市長や市長はどのように言っていたのか。ただ報告されて聞いていただけなのか。

居林部長 福祉事務所としては当然生活保護の執行に万全を期さなければならない責任を負っていると思っている。このケースについては指導機関である道にも今年の1月だが、相談をしている。適正な執行、やむを得ない執行、出さざるを得ない執行だと判断をいただいた。適正とのことなのでその折に市長、副市長への報告の必要性はないと判断をした。ただこの生活実態に疑問を抱いたころに副市長、市長へ報告をし、きちんと訪問回数をふやす、実態を明らかにする、警察に相談をするといった話をいただいた。

酒 井 8月の時点でようやく警察に行ったが、本来であれば春の時点で当然対応すべき問題だと思う。今の説明では詐欺罪のみを問題にしているが、実際はそうではないと思う。20日の読売新聞では介護タクシー2億詐取とあり、北海道新聞では架空通院1億円とある。消えた部分のお金はだれが返されだれが責任を取るのか。今出されているのは10月26日から11月1日までの金額であり、それ以外の部分について全く出されていないのは非常に問題だと思う。副市長には今年の春ころに報告したとのことだが、先ほどの説明ではどのように報告し説明されたのかわからなかったので再度伺う。今年の夏ころに市長、副市長に説明をしたときにはそれぞれ何と言っていたのか。そのことについて合議など当然されたと思うが、内容はどうだったのか。もう一度確認したい。

居林部長 先ほど申し上げたとおり市長、副市長にはこういったケースがあると中身について話をした。市長、副市長も道が適正だということもわかるが、訪問回数をふやす、実態をきちんと把握する、警察に相談をする、顧問弁護士に相談するなど話があった。私どもも当然訪問回数はふやしてきたが、警察にも改めて相談をしたり、顧問弁護士にも相談をしてきた。

酒 井 居林部長 顧問弁護士はどういったアドバイスをしたのか。法的に問題がないと顧問弁護士も話していたが、一般常識的にどうなのかと疑問を感じていた。警察にも相談をしていたので、いろいろな形で協力するようという指導であった。

酒 井 この件については世帯がどれだけ詐取したかが一番の問題であり、当該逮捕された片倉ひとみ氏だけの問題ではないことは明らかである。市としてはその問題について捜査の進捗状況に任せるといったまるで人ごとの状況である。1億円、2億円を詐取された可能性が極めて高い問題なのに、刑事事件になった部分しか答えられないのは全く説明になっていないと思う。例えば片倉氏の家の

周りにクラウンクラスの高級車が数台並んでいた。その高級車を利用していたのは世帯の人物であった。名義については世帯の人間ではないため立件は見送られたが、それについては近所でも評判であったという情報は既にわかっている問題である。それであればその時点で生活保護の見直しを考えるのが当然のことである。その世帯の方については、すすきので飲んでおり、ホステスに札幌を切っているという情報もあり、1億円以上稼いでいるようなことを飲んだ際にべらべらと話しているとのこと。こんなことが野放しにされているのは市民感情から言えば許されるものではない。150万円が詐取されたことは非常に遺憾であるというのはとんでもない話である。1億円、2億円の問題である。この件をはっきりと説明しなければ全く解決には至らない。市民に対しても全く説明責任を果たしていないと思う。3月に道の監査があったが、道の監査も書類上のものだと思う。そういう点からして責任のなすり合いではないか。市は責任について全く考えていない。滝川市として当初から常識では考えられない金額のものであり、申しわけなかったと言うべき問題だと思う。質疑を終わる。

委員長
渡 辺

他に質疑はあるか。

① 何と言っても適正な事務処理と言っているところが極めて腑に落ちない。道とも相談したと言うが、1世帯あるいは1個人に1億円、2億円とは桁外れである。監査についても極めて問題があると思う。この件は約150万円の被害であり、それ以外は全部適正な事務処理だ、適正な支出だと決算していくのか。1世帯あるいは1人でそれだけの保護をしなければならぬのであれば予算天井がないと思う。被害は150万円以上であり、1億円そのものが被害額だと思うのが市民感情だと思うがいかがか。

居林部長

② タクシー会社に支出した月別の金額を伺う。

① 今回の事件は10月26日から11月1日までの150万円を被害として立件をした。私どもは今後も警察に全面的に協力をして事件が全面的に明らかになる時期が来ると思っているため、そのしかるべき段階できちんと説明責任を果たす考えである。

越前主査

② 月ごとの金額だが、18年度10月40万円、11月410万円、12月520万円、1月125万円、2月430万円、3月675万円、今年度4月750万円、5月805万円、6月775万円、7月780万円、8月750万円、9月730万円、10月710万円となっている。

渡 辺

今のところ詐欺の被害は150万円であり、調べによっては拡大をするということか。

居林部長

拡大をすとかしないではなく、全貌が明らかになれば説明責任をきちんと果たしていきたいということである。

渡 辺

説明責任を果たすと言うが、適正な事務処理でなかったということを含むということか。今後の進展によっては、150万円以外の部分で被害金額が大きくなるという認識でいいか。

居林部長

それは捜査の結果によるものである。

渡 辺

そのように受け止めておきたいと思うが、いずれにしても適正な事務処理と言っており、決算上にも関係することだと思う。一応今聞いた範囲で私は理解した。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

片倉ひとみと主人については私なりにいろいろな情報を持っている。私が責任

を持って発言していることだが、1つ言えることは近隣住民やそれ以外のことで相当なトラブルがあると聞いている。いつから支出が始まって、いつ問題視されたのか。問題視をしていたから警察にも相談したのだろうと思う。初動に議論はあるが、問題視していたということは理解する。私が申し上げたいのは、いろいろな新聞で2億円、1億円といろいろな数字が出ている。容疑者として逮捕されたので、なるべく情報として開示できる部分は情報として出さないと、こういう形で新聞で踊ってしまう。つまり本当の数字でないものが踊ってしまうこともあり得るので、それが余計な不信感を招くことにもなる。きょうは無理でも捜査と並行してできる範囲、できる限りの情報を逐一出していくことを約束できるか確認したい。

- 居林部長 先ほども申し上げたとおり、警察に全面協力をする中で警察と相談もしながら事を進めていきたいと思っており、議会にも逐一報告をしたいと思っている。
- 副委員長 片倉ひとみの件について月別の金額はわかったが、病気のことや受診していた病院名などはどの段階でも出せないのか。個人情報との絡みだが、その辺は答えられるか。
- 居林部長 この話をする前に私どもの個人情報担当とも協議をし、その範囲の中で申し上げているところである。
- 委員長 委員の中で他に質疑はあるか。(なし)
それでは委員外議員の方は簡潔に重複にならないようお願いする。
- 井上委員外議員 ① 議会との関係だが、9月議会で新政会の田村議員が総括的に質問をしているが、個別にそういう対応があったのか。対策委員会があると聞いているが、その辺の機能がどのようになっているのか。
② 監査委員から指摘されたのはいつか。監査委員が問題視していたのはいつからか。
③ 18年度で約2,200万円、19年度で5,000万円という数字が報告されたが、読売新聞では1億円、2億円と踊っている。これは間違いなのか、どこからこういった数字が出たのか。
④ 先ほど滝川市の市立病院の院長の名前が出た。個人情報のことを言われているが、それであれば札幌の病院名を言わなければおかしいと思う。
- 居林部長 ① 田村議員の関係については承知をしていないが、滝川市では暴力団等の不当な要求に対して個人攻撃にならないように組織としてきちんと対応している。
② 監査委員は今年の2月くらいから書類の精査をしていたと思う。5月くらいにこういう問題点があるのもう少しチェックをする、頻繁に訪問するようにと指導があった。
③ 読売新聞の報道の数字についてだが、どういうところでそういう金額が出たのか、はかり知れない。
④ 市立病院の院長名についてだが、市立病院院長が嘱託医なので話をした。
- 井上委員外議員 道は最終的に責任を持つのか。国の指導をきちんと受けなくていいのか。道は4分の3、滝川市は4分の1を払わなければならない。市民はこれを許すのか。
- 居林部長 生活保護法第23条に厚生労働大臣は都道府県知事及び市長村長のこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならないとあり、指導監査については北海道になっている。この生活保護法は支給について市が4分の1、国が4分の3になっているので、この段階で道の支出は

ない。一般的なケースとして住所が明らかでない者の生活保護については道の負担もあるということを示し添える。

井上委員外議員 1億円や2億円という数字が紙面に出ているが、先ほど説明にあったのは2,200万円と5,500万円。この数字はタクシーの不正請求、詐取のものなのか。医療関係の不正請求などはないのか。

居林部長 これに関してはあくまでも移送費である。医療については医療機関に基金から直接支払うので入っていない。

委員長 他に質疑はあるか。

関藤委員外議員 原則としてタクシー会社の請求はタクシー利用と通院が一致した上でタクシー会社に支払われると説明があった。タクシー会社からの請求であれば法人へ振り込んでいると思うが、振り込み先が法人ではなく個人口座に振り込まれている実態があると紙面で言われている。もし個人口座に振り込まれているのであれば、どのくらいの金額が振り込まれたのか伺う。

越前主査 請求書には会社名が書いてあり、会社の印鑑、代表者名も載っている。振込口座については会社からこちらへ振り込んでいただきたいと依頼を受けた代表者名の口座に振り込んでいた。

関藤委員外議員 非常にアバウトに聞こえてしまう。紙面によると元タクシー会社職員の個人口座に振り込まれていたと書かれているが、この個人口座に振り込まれることは果たして適正な振り込みと言えるのか。その口座のみに振り込んでいたのか。それともタクシー会社の法人口座があり、そこへ振り込んでいたものを途中で個人口座に振り込むようになったのか。もし異動があったのであればその口座がどういう口座か、適正な口座か調べて振り込まなければならないと思うが、その点はどうか。

越前主査 口座名義は代表者名になっており、何とか会社代表取締役というものはついていない。会社名義の何とか会社代表取締役という口座に変更できないか、会社名が入った口座がないのか確認をしたが、現在使っている口座はこれしかないのだからこちらへ振り込んでいただきたいということだったので、代表者名の口座に振り込んでいた。会社名の冠がない口座に振り込むことに問題がないか会計課にも相談したが、そういったことは会社からの依頼があればやっている。その口座から他人口座に動いたとなればそれは把握しかねる範囲である。

関藤委員外議員 そういった依頼のあった日時関係を教えてほしい。

居林部長 今手元になく何月何日ということは言えない。記憶を申し上げるとすれば夏くらいから警察に相談をしており、私どもも個人口座に振り込むのはいかなものかと思っていたので、査察を初め担当者が直接行って変えるように話をしてくるようにと。ただこれしか口座がないという回答だったのでその口座で継続をしていた。

関藤委員外議員 新聞紙面によると法人口座ではなく容疑者が自由に管理している元関係者の個人口座に入金させていたと書かれているので、これを読むとどう考えてもおかしいことであり、今後も問題になることなのかと思う。もう少し私も調べさせていただき今後質疑をさせていただく。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 ① 片倉ひとみの移送タクシー代が先ほど月別で示された。前段の説明でストレッチャーの場合は介助員が必要であり、介助員が含まれている金額だと理解していた。この中に介助員の金額は含まれているのか。含まれていないのであれば別に報告をいただきたい。1回25万円の中に介助員としての金額がどれ

くらい含まれているのか。

② 夫への支給についてだが、妻の詐欺がわかった時点で何らかの形で生活保護を中止できないのか。いろいろな調査をして解明するまで中止をするといった制度はないのか。夫も同じタクシー会社を利用しているのであれば、こちらからその変更をさせるべきだと思うが、どのような対応をしているのか。

③ 生活保護費なので家族がいればそれなりの額になると思うが、家族構成や家族の状況、年齢構成、仕事の能力についていずれ開示されると理解しているのか。

居林部長

① 金額については介助員を含んだものである。内訳については手元にないので答弁しかねる。

② 夫への支給についてだが、きのう妻が逮捕され現在夫がどういう状況にあるのかは把握をしていない。移送が行われているのかどうかもわからない。これからの対応について道とも相談をしていきたい。

③ 家族についての情報開示は、捜査並びにどういった形で立件されるかにより個人情報保護の範囲での話になると思う。

窪之内委員外議員

① 訪問を重ね、本人と面会できたこともあったと思う。そのときの病状についてどういった判断をされたのか。

② 詐欺として立件をしていくとなったとき、市として法的にとる行為や返還を求める行為などはどういった方向になるのか伺う。

越前主査

① 会った時々でかなり波があった。かなり顔色が悪いとき、かなり具合が悪そうとき、調子がいいとき、いろいろな状況があった。見た目だけの状態はわかるが、継続的にストレッチャーが必要かどうか、身体的に判断ができる場合にはわかるが、そうではない場合もあるので医者判断を仰いでいる。

居林部長

② 詐欺事件が立件されたときの被害金額の扱いだが、生活保護法上ではその者から徴収することができる。ただタクシー会社については民事上での請求になると考えられるので弁護士とも相談しながら進めていくことになる。

窪之内委員外議員

ストレッチャーが必要であれば私はかなり重たい、寝たきり状態を想像するが、どうも見た目ではわからないストレッチャー利用だと思われる。内科でもストレッチャーが必要な場合もあるので医者判断を仰ぐしかないとは言っても、すすきので遊んでいたなどいろいろなうわさがあり、歩くことができるのであればストレッチャーが必要だという判断が適切なのか不審を抱くのは当たり前。金額的な不審ではなく、面接などにおける不審も当然早期の段階であってもよかったと思う。金額的な不審ではなくそういった不審を持った時期は夏ごろと理解しているのか伺う。

越前主査

不審という点では何とも言えないが、ただ保護担当としては当然警察に相談する前から本当にどうなのかという疑問はあった。働ける方、稼働年齢層の方たちが本当に病気で働けないのか医者確認するため通常であれば年1回、その方の主病について病状把握をするが、今回は本当にしつこくくらい医者へ質問をしたり、通院しているほぼすべての病院で病状把握をしている。夏に警察に相談したことで、そのころから私たちが不審に思ったのではないかと先ほどから誤解をされているようだが、当然その前から毎日札幌に行く必要があるのか常々疑問に思っており、医療機関に対する調査を行っていた。

窪之内委員外議員

そうした状況であれば日常的に介護の福祉制度を使っていると考えられる。家族構成がわからないのでどういった援助ができる状況なのかもわからないが、食事の世話や買い物も含めた日常的な介護の制度は使っていたのか。

家族構成の関係もあると思うが、ほかの福祉的な援助等は利用していない。他に質疑はあるか。

日本共産党に内部告発があったので11月2日に佐々木参事、越前主査、11月5日には居林部長、佐々木参事と懇談をした。理由は言えないが、オープンにしないでほしいとのことだったので、そのときは警察の捜査中だと理解をした。市民の皆さんにこういった状況を伝えられなかったことは理解願いたい。

① タクシー料金、タクシー会社選定の公平性についてだが、なぜ滝川の会社を使わなかったのか。生活保護法では一体どのように書いてあるかというところ、605 ページに移送費の費用は最小限度の実費の額と掲載されており、さらには582 ページでも移送について書いてある。移送手段は最も経済的な方法で行われているか、タクシーを利用する場合は医師の診断に基づいて歩行困難と認められた者などやむを得ない者に限って行われているかということが記されている。先ほどの酒井委員の質疑にもあったが、北星交通の営業部長に見積りを取ったところストレッチャー対応は5万円かそれよりもっと下がる。現在そういう価格で通院されている方がいるとのこと。5万円と札幌の業者の25万円、機能的にどんな差があるのかも含めなぜ5倍の札幌のタクシー会社を選んだのかその理由を伺う。

② 近くの医療機関をなぜ使わなかったのか。生活保護手帳の582 ページに医療機関の選定はやむを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっており、それに加えて316 ページでは参考に要保護者の希望を聞くこととしているが、この医療機関の選定はあくまでも保護の実施機関の権限であることを明らかにするとともに保護の実施に支障のない限りとなっている。なぜ嘱託医は保護の実施に支障があったのか。居住地に近いということであれば滝川、砂川、場合によっては岩見沢、旭川の病院を含めてもなぜ札幌でなければ保護に支障を来すと判断されたのか伺う。

③ 夫は逮捕されていないが、恐らく早々に拘留されるという情報を聞いており、もう拘留されている可能性もある。その夫についても契約は定額制でやっていたのか。またその金額について伺う。

④ 道の監査についてだが、568 ページには一般的な相談もさることながら一般監査、特別監査といろいろなものがあり、最終的には文書で是正をしたり指導台帳などを備えなければならぬと細かく書かれている。先ほど道に相談をしたと言われたが、11月2日に部長、参事から、道の監査が入りそのとき相談をしたと聞いた記憶がある。自主的に相談を持ちかけたのか、監査が入ったからそこで相談をしたのか。

⑤ 片倉ひとみが一昨年10月に滝川へ戻ってきたところから報告が始まったが、この世帯はその半年前に滝川から札幌に移り住んでおり、私の調べでは平成17年の3月くらいまで滝川で保護を受けている。既に札幌に通い始めており、居住地に近いということで札幌に移り住むことを滝川の福祉事務所が判断、指導をして移り住んでもらったが、その半年後に滝川に保護を継続して戻ってきた経緯があると聞いている。その事実関係について伺う。

⑥ 責任問題だが、国からの交付金、あるいは残りの25%については交付税で措置されている部分である。場合によっては交付金や交付税の返還を求められることもある。そうすると2億円すべてが市民の血税に覆いかぶさることになってくる。チェックが不十分、福祉事務所の調査にも1人当たり80人を抱えている、限界があると話されたが、春の段階では副市長も報告を受け福祉事務所

に対して指導している中で、2億円の損失に対する責任をどのようにとらえているのか伺う。

越前主査

① タクシー会社の選定だが、基本的には道にも確認をとっている。生活保護上で言えば本人の申請ありきになっているが、値段、タクシー会社、医療扶助に関して医師の判で出ている書類などが満たされているかどうかを確認することになる。そこで金額なり、車での保護が妥当であればタクシー通院を認めることになっている。滝川ではなく札幌のタクシー会社だったことについては先ほど清水議員が言われていたように、かつて札幌に行っていた経過があるのと、もう一つは病状などを知っている乗務員、介護員との信頼関係も含めた医者判断である。現状使っているタクシーを変更するべきではないという判断をいただいている。

居林部長

③ 夫に関する質疑については、先ほども言ったように私どもも警察に相談している段階なので今後の捜査によって話せるときが来たら話したいと思っている。

④ 道の監査については私どもから相談を申し上げた。事前に相談をしようと思っていたが、近いうちに一般監査があるとのことでそのときに相談をした。

⑥ この事務について福祉事務所に委任をされていることは先ほども申し上げたが、これは滝川市職員としての責任ということになる。事件が明らかになってしかるべき職員に過失があればそれは私ども滝川市の条例に基づいて何らかの責任の所在を明らかにしなければならないと思う。

② 医療機関の選定について本人の意思もある程度反映できるとの話だが、今回については当初滝川市で通院をしており、その中でどうも病状がよくならないので違う病院に行くことになり、その病院では今後はこちらで継続通院するのが必要との判断が出た。保護法上では重複受診は認められていないため札幌の病院で診療していただくこととなった。

⑤ 片倉ひとみの保護歴は途切れたりしているが、平成17年5月まで滝川市で保護を受けていた。それから札幌市に移りそこでストレッチャータクシーによる通院が始まったと聞いている。17年5月に札幌に行った時点では札幌に行きたいという本人の意思であったが、その後平成18年3月に病的なことではなく札幌での生活に負担がかかってきて生活歴の長い滝川市に戻ってきたいということだった。特に理由のない方で単純に行きたいという理由では正式な要保護者の転出にならない。この方については札幌市での医療を受けていたので、病院に近い札幌市へ転出を認めたが、先ほどの理由でまた戻ってきたということである。

清水委員外議員

① どうしても札幌のタクシー会社でなければならなかったのかいくつか指摘をしたい。まず介助員についてだが、介護保険法において同様にタクシーを使った場合、介助員に対する報酬は1日何時間使っても1,000円しか出ない。つまり介護保険は1割負担なので、1万円の費用しかみていない。介助員を選ぶ権利はあったとしても、固定の介助員でなければいけないとは介護保険制度や身体障害者福祉制度にないと思う。なぜ滝川市は固定の介助員でなければならぬと判断をしたのか。介助員1人当たりいくらが妥当だと考えていたのか。介護保険制度に倣えば官庁の公的な判断として1万円が妥当と考えるがそれについて伺う。

② 医療機関を変更すべきではないとしてそのまま札幌の医療機関を選んだということだが、生活保護法では最も安価という表現があったり、最も経済的な

方法でとなっている。旭川の病院ではだめなのか、砂川の病院ではだめなのか、最も経済的な方法について嘱託医と話しなかったのか。嘱託医について規定があり、嘱託医は査察指導員、地区担当員からの要請に基づき医療扶助の決定や実施に伴う専門的判断及び助言を行うことと書いている。単なる医者ではない。この生活保護法の最も安価、経済的という観点も含めて医学的な判断を下さなければならない。そういう判断を求めるのが福祉事務所の責任、役割である。嘱託医に対し金額の情報を与えて判断を仰いだのか伺う。

③ 札幌のタクシーを変えないほうがよいという嘱託医の判断。医療機関は居住地の近くにとり生活保護法の決めに対し、嘱託医の判断で居住地から最も遠い札幌の医療機関を選んでいる。このことについて具体的にどのような情報を与えて判断を得たのか。

④ 道への相談については一般監査が行われたので相談したと説明があった。監査を行えばそういったタクシー代などの多さに当然気がつく。だからもし監査がなかったらどうだったのか。一般監査がなくても相談をする必要があったのか。一般監査の結果、道は是正改善を要する事項の研究協議を実施することによりその問題の所在を明らかにするよう努めること、監査事項の支持に対する云々、道は福祉事務所に対する指導監査の実行性及び継続性を確保するため指導台帳を整備することとされている。是正改善の中身が文書になっていると思うが、なっているとすればどのように書かれているのか伺う。

⑤ 滝川で保護を受け札幌に行きまた滝川に戻って来ることが、すべて滝川の福祉事務所と札幌の福祉事務所の連携の中で行われ、既に札幌でタクシー利用が始まり滝川に戻りたいという意思を最も大きな理由として戻ったと言われた。平成17年5月、18年3月、この時点で副市長など福祉事務所以外の市の幹部はこの事実について知っていたり、かかわっていたのか。

委員長

質疑で嘱託医の判断という部分は主治医の判断ということか。先ほどの説明では主治医の判断だと説明があったが、勘違いされているのか。

清水委員外議員

では主治医の判断あるいは嘱託医の判断を明確にしてから説明願う。

越前主査

③ ストレッチャー利用、札幌の病院へ通院するのが妥当だというのは主治医の判断である。その中で通常の病状把握よりも濃厚に、本当にそうなのか、本当に回数が必要なのか、主治医を訪問し話をしている。

④ 道の監査についてだが、一般監査については1年に1回入る。一般監査というのは生活保護世帯の5%から10%を道で選定してそのケース台帳なりレセプトの請求などすべての書類を出す、その中に片倉ひとみの分は入っていなかった。当然保護担当としてもこれまでにいろいろな疑問が生じ、調査を行っていたこともあり、今やっていることが適正だとは思いつつも本当にこれでいいのか、常識に考えてこれでいいのかと疑問があったので、別件として特別に確認してほしいと話した。確認していただいた中身だが、片倉ひとみの受診については主治医が今の状況で通院を認めている以上、頻回受診にはならない。タクシー通院についても医師が必要と認めその関係の必要書類がすべて提出されているので事務処理上は問題ない。生活保護制度、法律上も問題はない。また主治医が札幌での受診が適当であると認めている以上もし札幌の通院を認めず不服申し立てや裁判を起こされたりしたら、市側は負けるものと考えられる。現状では通院を認めざるを得ないと考えられると口頭で回答を得ている。先ほど是正をしなければならない場合、文書なり何なりといった話が出たが、今回生活保護制度上問題ないとのことなので、このように是正しなさいといっ

- た文書は出てきていない。
- 窪之内委員外議員 最初報道機関の傍聴はNHKだけと聞いていたが、その後どんどん入ってきている。許可しているのか。
- 委員長 最初報告を受けたのはNHKだけだったが、その後、ほかの報道関係者が入る可能性があるという。聞いています。
- 居林部長 ① 介助員の関係の質疑だが、私どもとしてはタクシー会社に介助員の方がおり、その方が対応されると思っていた。実際そうなのでそれを含んだ金額と把握をしていた。
- 清水委員外議員 ⑤ 17年5月、18年3月、副市長が云々という話があったが、私は在籍をしていないので副市長に話があったのかは把握していない。
- 清水委員外議員 ① なぜ2往復する札幌の業者を使ったのか。なぜ居住地が最も遠い医療機関を選んだのか。嘱託医はこの問題についてどう考えたのか。
- 清水委員外議員 ② 夫について全く答えられないと言っても定額制だったかどうかは答えていただきたい。既に3人が逮捕され報道もされている。議会も事実解明を進める必要がある。警察の捜査にほとんど影響がないと思うのでもう一度伺う。
- 清水委員外議員 ③ 道の監査については口頭報告のため文書はないと確認してよいか。また1月の監査なので、既に約1,000万円、12月には520万円を払っているが、これらの金額を示して相談をしたのか。
- 清水委員外議員 ④ ここに17年5月、18年3月当時福祉事務所だった方がいれば、当時の助役がかかわっていたか伺いたい。
- 越前主査 ③ 指導監査について道からの文書はないが、当ケース記録には明記している。ケース台帳から何から金額の関係も含めすべて道に見せている。
- 越前主査 ④ 17年5月、私はケースワーカーで保護担当に在籍していた。そのときに市長、副市長の2人に報告はしていないと思う。なぜかという、通常生活保護世帯の方が他市町村に転出する場合、滝川市は保護の廃止となるので福祉事務所長までの決裁となる。その後18年3月に滝川市に戻ってきて保護の開始となるが、それについても同様の扱いとなっている。
- 居林部長 ① 嘱託医には医療扶助検討票や病状把握の状況を示し意見をいただき、その意見の中で主治医の判断が妥当ということだったので札幌への通院を認めた。
- 居林部長 ② 夫については、警察に相談をしている段階であり、警察も捜査をしているところだと思う。今後その内容が明らかになってくるので、その段階で話をすべきことだと思っている。
- 清水委員外議員 ① はっきりしないのはなぜ25万円のタクシーなのか。なぜ札幌の医療機関を使い続けたのか。これについて嘱託医の判断を何度くらい求めたのか。黒田院長は内科だが、この世帯については整形外科や精神科もかかわっている可能性がある。嘱託医は院長1人なのか、それとも市立病院そのものが嘱託医という指定を受けているのか。
- 清水委員外議員 ② 市内業者の見積もりをとり、いろいろな話を進めてきたのか。
- 清水委員外議員 ③ 片倉ひとみ氏の夫が定額制だったのかくらいは答えてもらいたい。全く捜査には支障を来さないと思う。夫については逮捕されるまで報告しないと今後の委員会運営にもかかわってくる。
- 越前主査 ② 市内業者の見積もりはとっていないが、ホームページ等で他業者の確認はしている。
- 越前主査 ① 嘱託医については、黒田院長となっている。
- 越前主査 ③ 今回の事件については何度も申し上げているが、片倉ひとみとタクシー会

- 社の件である。それ以外のことについては私の判断ではすべきでないと思っているので、委員長の判断に任せたい。
- 清水委員外議員 聞き方を変える。18年度の保護行政について唯一数字が公表されている中で伺う。平成18年度の医療扶助費、先ほどの話で言えば10月からであるが、10月7,715万8,441円、11月7,453万4,118円、12月9,387万8,351円。この中で移送費はいくらだったのか伺う。
- 居林部長 手元にその資料がないが、ひとみの件については先ほど月別に話したとおりである。
- 清水委員外議員 移送費はこの医療扶助費の中に含まれており、片倉ひとみについては細かく書かれてある。福祉事務所に戻ったら資料はあるのか。あるのであれば月の移送費がいくらなのか示していただきたい。これがすぐに出ないのはおかしい。データがないのか。
- 委員長 立場は委員外議員である。きょうの調査事項については生活保護費の不正請求に係る被害届の提出についての質疑になっている。もしその資料が必要であれば次回以降の厚生常任委員会に全体の数字として資料で提出してもらおうが、委員外議員なので資料請求権はない。よろしいか。
- 清水委員外議員 委員長の判断でよい。
- 委員長 資料請求に関して必要だと思われる委員の方はいるか。
- 酒 井 当然こういったものは出される必要があると思う。全容解明という部分ではいささか不十分な点はあるが、少なくともこうした数字を出して委員の中で検討することは必要だと思う。
- 渡 辺 私も賛成。
- 委員長 では次回の厚生常任委員会に全体の数字の提出をお願いする。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)
- 委員長 (1)について報告済みとする。
- 委員長 **2 その他について**
- 委員長 何かあるか。(なし)
- 委員長 **3 次回委員会の日程について**
- 委員長 次回は予定どおり11月27日午後1時30分から開催する。
- 委員長 以上で第4回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 12:24